異動届出書の提出について

○　**納税者が転勤・退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。**
　提出された異動届出書をもとに、特別徴収税額の変更通知書を送付いたします。転勤の場合は転勤先にも通知書を送付いたします。
　（納入書は再送付されませんので、金額を訂正してご利用ください。）

○　**給与所得者異動届出書様式は、秋田市ホームページからもダウンロード可能です。【広報ID（ページ）番号 1002756】**　秋田市　1002756　検索
　PDFの他にもExcelの様式も掲載しておりますので、ご利用ください。（https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003649/1002756.html）

○　**異動届出書はeLTAX（エルタックス）による電子申請も可能です。詳細はホームページをご覧ください。**　エルタックス　検索
　問合せ先：地方税共同機構　0570-081459（ハイシンコク）

○　**省資源化などの観点から、異動届出書に特記事項がない場合は、送付文書を省略いただいてかまいません。**

異動届出書を二つの市区町村に提出しなければならない場合があります!!

令和７年１月１日の住所Ａ市 …… 令和７年度の住民税はA市で課税
令和７年７月30日Ｂ市に引越 …… 令和７年度の住民税はA市で継続
令和８年１月１日の住所Ｂ市 …… 給与支払報告書はB市に提出
令和８年２月19日退職 ── 令和７年度分の住民税を一括徴収するためＡ市に退職の異動届出書を提出
　　└ 令和８年度分は特別徴収できないため、Ｂ市にも異動届出書を提出

転勤したかたがいたら……

1　転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数をおかけいたしますが、転勤先に月割額等をご連絡くださいますようお願いします。

2　秋田市の特別徴収義務者指定番号を持たない事業所において、令和７年度分の特別徴収を行う場合、異動届出書の最終提出期限は、令和８年３月18日となります。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

一記入例一

	未申	普徴	他課	通納	資追	メモ	入力	確認
7年度								
8年度								

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

（宛先）秋田市長　令和 7 年 11 月 5 日

給与（特別徴収義務者）支払者
名称：秋田市工業　株式会社
所在地：〒 010 － 8560　秋田市山王一丁目１番１号
特別徴収義務者指定番号：79999999
法人番号又は個人番号：8888888888888
係：経理
氏名：秋田　花子
電話：（018）863 － 2222

給与所得者
フリガナ：アキタ　タロウ
氏名：秋田　太郎
旧姓：
生年月日：□大正 ☑昭和 □平成 50 年 8 月 1 日
個人番号：9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
住所（給与の支払を受けなくなった後の）：秋田市上町三丁目３番３号

特別徴収税額（年税額）	徴収済額	未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
円 12,000	月分から 6 月分まで 10 円 5,000	円 7,000	令和 7 年 10 月 31 日	□ 退職等（休職含） □ 死亡 ☑ 転勤	☑ 特別徴収継続 □ 一括徴収（残額を退職者から全額徴収して納入する） □ 普通徴収（残額を退職者本人が納入する）

一括徴収について

一括徴収する理由
□異動が１２月３１日までの期間で本人より申出があったため（　月　日 申出）
□異動が１月１日以降で特別徴収継続の希望がないため
一括徴収しない理由
□支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため
□その他（　　）

一括徴収した税額　円は　月分で　月　日に納入します

給与・賞与支払額　円
社会保険料控除額　円
退職日が属する年の１月１日からの金額を記入してください。

死亡退職された場合　相続人　氏名　続柄　電話（　）－
生年月日　□大正 □昭和 □平成　年　月　日
住所

新しい勤務先（転勤先）で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ　月割額 1,000 円を 11 月分から徴収するよう連絡済です。

給与（特別徴収義務者）支払者
フリガナ：アキタサンギョウ
名称：（株）秋田産業
所在地：〒 010 － 0951　秋田市山王本町２番１号
電話：（018）800 － 1111
給与所得者受給者番号：6 6 6 6
特別徴収義務者指定番号：☑有 70000000 □無
法人番号又は個人番号：7777777777777

資料番号

※太枠のみご記入ください